

指定申請に必要な添付書類について

長崎市企業立地奨励条例に基づく奨励金の交付を受けるためには、「指定申請書」を操業の日から 60 日以内に提出する必要があります。

「指定申請書」の様式は、長崎市企業立地奨励条例施行規則の「第 1 号様式（第 3 条関係）」のとおりですが、指定申請を行うにあたり、「指定申請書」に添付していただく書類があります。写しを提出する場合は、「原本の写しに相違ない」旨の表示及び代表者名、代表者印の押印をお願いします。

法人及び事業内容に関する書類

- (1) 事業計画書（第 3 号様式）
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 内国法人の連結子会社は、連結子会社であることを証する書類。
- (4) 外国法人に財務及び事業の方針の決定を支配されている法人等は、財務及び事業の方針の決定を支配されていることを証する書類
- (5) 直近の 3 事業年度に係る財務計算に関する書類のうち、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業者は、資金繰りの実績を明らかにする書類）、
- (6) 監査報告書
- (7) 市税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書）
- (8) 県税（法人事業税）を滞納していないことを証明する書類（納税証明書）
- (9) 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書（その 3 未納税額のない証明書）
- (10) 役員等名簿（法人の役員及び指定を受けた事業所の代表者の氏名、フリガナ、生年月日を記したものの）※添付している様式をご活用ください。
- (11) 事業者が企業グループであるときは、企業グループ構成書兼委任状（第 2 号様式）及び企業グループ協定書

指定を受けたい事業所に関する書類 ※新設、増設及び移設に係る事業所に関するもの

- (1) 土地及び家屋の配置図、平面図及び立面図
- (2) 家屋の検査済証（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証）の写し。
- (3) 土地及び家屋の登記事項証明書
- (4) 土地及び家屋の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (5) 土地及び家屋の取得に要する費用の請求書及び領収書の写し（賃借の場合、賃貸借に要する費用の請求書及び領収書の写し）
- (6) 建設工事の請負契約書の写し。
- (7) 建設工事に要した費用の請求書、領収書の写し
- (8) 事業の用に直接供する償却資産の品名、取得価格、取得年月日（納品・設置日）を記載した一覧表
- (9) 事業の用に直接供する償却資産の取得に係る契約書※、請求書、領収書の写し
※割賦支払の方法により取得した場合に限る

指定を受けたい事業所における雇用に関する書類

※本市の区域内にある全ての事業所の従業員に関するもの

- (1) 氏名、雇用形態及び 1 週間の所定労働時間を記載した書類（一覧表）
- (2) 労働者名簿（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条に規定するもの）の写し